

## 乳腺外科医裁判 控訴審で逆転有罪 長野協会も外科医の支援を決定

2016年東京都足立区の柳原病院で自身が執刀した女性患者に対してわいせつな行為をしたとして、男性外科医が準強制わいせつ罪で逮捕・起訴された裁判について、県保険医協会では10月常任理事会にて、被告とされている外科医師を支援することを決定した。今号ではこれまでの事件の概要と裁判の経緯について紹介したい。

### 事件の概要

2016年5月10日東京都足立区の柳原病院で、右胸から良性腫瘍を摘出する手術を執刀したS外科医師が女性患者から、「術後に左胸を舐めたり、左胸を見ながら自慰行為をするなどのわいせつ行為を受けた」と訴えられた。女性患者は手術時に全身麻酔をし、被害を訴えたのは術後約30分のことだった。被害の連絡を受けた女性患者の上司が警察に通報し、同日中に警察官が女性患者の左胸から付着物を採取。鑑定の結果、外科医師と同型のDNA型が検出され、アミラーゼ鑑定で陽性反応が認められた。S医師は「準強制わいせつの疑い」で、事件の約3カ月後の8月25日に逮捕、起訴された。そして、12月7日に保釈されるまで105日間にわたって身柄拘束を受けることになった。

### 裁判の争点は2点

裁判では「DNA鑑定及びアミラーゼ鑑定の信用性」、「女性患者の被害証言の信用性」の2点が主な争点となっている。

弁護側証人の法医学者の証言では、術前に女性患者の乳頭を素手で触診した際や、手術室で他の医師等に手術の説明をした際に、会話で飛んだ唾液の飛沫が付着した。実際に実験を行い、触診や術前の相談を行った結果少なく

### 当日の経過

5月10日 昼頃	女性患者は右乳腺良性腫瘍摘出のため入院。病室で主治医のS医師から両胸の触診と手術部位のマーキングを施される。
13時30分	手術室入室、S医師は手術台に座った女性患者の両胸の写真を撮影。
13時35分	手術台で麻酔科医が女性患者に麻酔(プロポフォール)を開始。S医師が女性患者に乳腺超音波検査を行う。その後両胸を露出した女性患者を挟んでS医師と先輩医師が手術の内容を話し合いマーキングを修正する。
14時00分	手術開始、14時32分手術終了。14時42分麻酔終了。
14時45分	ベッドで手術室から病室に戻る。閉眼状態で何度も「痛い」との発語。
14時50分	担当看護師が医師の指示のもと鎮痛剤(ロピオノン)を投与。
14時55分~	S医師は別の患者の診察のために病棟へ行った。その患者の診察の前後に、術後の女性患者を2回回診した。
15時12分	女性患者は上司にSNSで被害申告し、上司が110番通報。
15時12分~22分	女性患者はベッドごと個室に移動。
16時17分	駆けつけた警察官が女性患者の左胸からガーゼで付着物を採取。
17時37分頃	

り注意障害も認められることから、女性患者はせん妄状態で幻覚をみていた可能性は相当ある」と証言した。

他にも、女性患者の病室は4人部屋の満室、女性患者のベッドは廊下の入り口からすぐの左側にありドアは常に開放されている。また、受け持ちの看護師が14時45分~15時30分頃にかけて7~8回、定時の術後管理やナースコールで呼ばれてベッド脇へ行っていた等を考慮すると、とても人知れずわいせつな行為ができる状況では無いことが分かる。

### 東京高裁はせん妄を認めず

2019年2月20日に行われた東京地裁の判決ではS医師側の主張が全面的に認められ無罪判決となった。東京地裁は女性患者は麻酔から覚醒する際にせん妄状態に陥っていた可能性は十分にあり、せん妄に伴て性的幻覚を体験していた可能性が相応にあることから、女性患者の証言の信用性に疑問を差しはさむことができる。本件アミラーゼ鑑定と本件DNA定量検査も信用性に疑義があり、仮に信用性があると仮定してもその証明力は十分なものではなく女性患者の証言の信用性を補強できないとして無罪判決に至った。しかし検察はこれを控訴した。

2020年7月13日東京高裁は無罪とした一審判決を破棄し、懲役2年の実刑判決を言い渡した。東京高裁は科学検査の結果に関して、アミラーゼの陽性反応を示す資料はないが、科搜研の技官が相当の技術を有し適切に鑑定した以上、あえて虚偽の証言をする実益も必要性もないことから鑑定結果の

### 1審・控訴審の経過

2016年 5月 10日	事件
8月 25日	逮捕・拘留
9月 14日	起訴
11月 30日	第1回公判
12月 7日	保釈
2018年 9月 10日	第2回公判
2019年 2月 20日	無罪判決
3月 4日	検察が控訴
2020年 2月 4日	第1回公判
2月 26日	第2回公判
4月 15日	判決予定日(新型コロナの影響で延期)
7月 13日	有罪判決

信用性は否定されない。DNA定量検査について、科搜研の技官がワークシートを鉛筆で記載し、消しゴムでの修正や鉛筆での追記をした事は科搜研技官の誠実性に関わるかはともかく、直ちに検査結果の証明力を減じないとした。女性患者のせん妄については、わいせつな行為に関する証言は具体的で迫真性に富み、一貫性があり、SNSで上司に送ったとされる「たすけあつ」「て」「いますぐきて」等のメッセージと符合している。また、スマートフォンを探し出した上、アプリを起動し宛先を選択しメッセージを入力できしたことからも、せん妄による意識障害があったこととは相いれないとした。

有罪判決を受け弁護団は即日上告、舞台は最高裁へと移った。保団連からは科学的な証拠が不十分であっても有罪という判決は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事訴訟法の原則の否定であり、あまりにも不当で許し難いと抗議。本裁判に関しては日本医師会も含め支援を表明している。

## 地域医療を守る長野県連絡会 県民シンポジウムを開催

11月15日、県保険医協会も加盟する地域医療と公立・公的病院を守る長野県連絡会(以下連絡会)は県民シンポジウムを長野市のバスターミナル会館にて開催、協会からは宮沢会長と林副会長が参加した。

公立・公的病院の再編統合問題を共有するため企画したもので約70名規模で開催した。開会に先立ち県保険医協会の宮沢会長は、「本日のシンポジウムが各地域での医療提供体制を考える契機になることを期待する」と主催団体を代表してあいさつした。

社保協の原事務局長から12病院との懇談と県や厚生労働省への要請など連絡会の活動経過を報告したのち、第一部として三重短期大学の長友教授



シンポジストとして参加した院長等より「地域医療と公立・公的病院をめぐる政策動向から」と題して、基調講演が行われた。

第二部では、松本協立病院の佐野院長がコーディネータを務め、シンポジストとして、飯山日赤の石坂院長、川西日赤の大和院長、佐久穂町立千曲病院の植竹院長と、飯田下伊那地区から高森町の元役場職員の清水氏がそれぞれ発言した。

各病院長からは、今回の病院名公表に対する憤りと新型コロナ対策を含めた地域で担っている病院の役割が報告されるとともに、当面病床は維持していく強い決意が表明された。